

構想委員会の検討体制とスケジュール

2023年1月

内閣府 知的財産戦略推進事務局

知的財産戦略の推進に関する体制

知的財産戦略本部 (知的財産基本法第24条に基づき2003年に設置)

(本部長: 内閣総理大臣、副本部長: 内閣官房長官、知的財産戦略担当大臣(※1)、文部科学大臣、経済産業大臣
その他の全閣僚及び民間有識者(10名)で構成)

知的財産推進計画を毎年度策定(知的財産基本法第23条)

策定

事務局

推進計画素案等のとりまとめ

知的財産推進計画

知的財産基本法に基づき、知的財産戦略本部が決定する政府全体の推進計画。2003年から2020年まで毎年策定している。

総合調整
・実行



知的財産戦略推進事務局

Cabinet Office, Government of Japan

知的財産(※2)の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する企画・立案及び総合調整。(内閣府設置法第4条第1項第6号)

事務局

構想委員会 (民間有識者で構成)

- ①「知的財産戦略ビジョン」に掲げた「価値デザイン社会」実現のための中長期の方向性及び具体的施策の構想
- ②各種施策の実施状況の検証・評価
- ③毎年度の知的財産推進計画の素案とりまとめ

実行



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry
(特許庁)

産業財産権(特許、
商標、意匠など)
標準化
コンテンツ振興



文部科学省
(文化庁)

著作権
文化芸術振興
産学連携

農林水産省

育成者権
地理的表示

財務省

水際措置



法務省

訴訟制度



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

放送・通信



警察庁

取締

....

(※1)知的財産戦略担当大臣

<内閣府設置法第9条に基づく特命担当大臣>

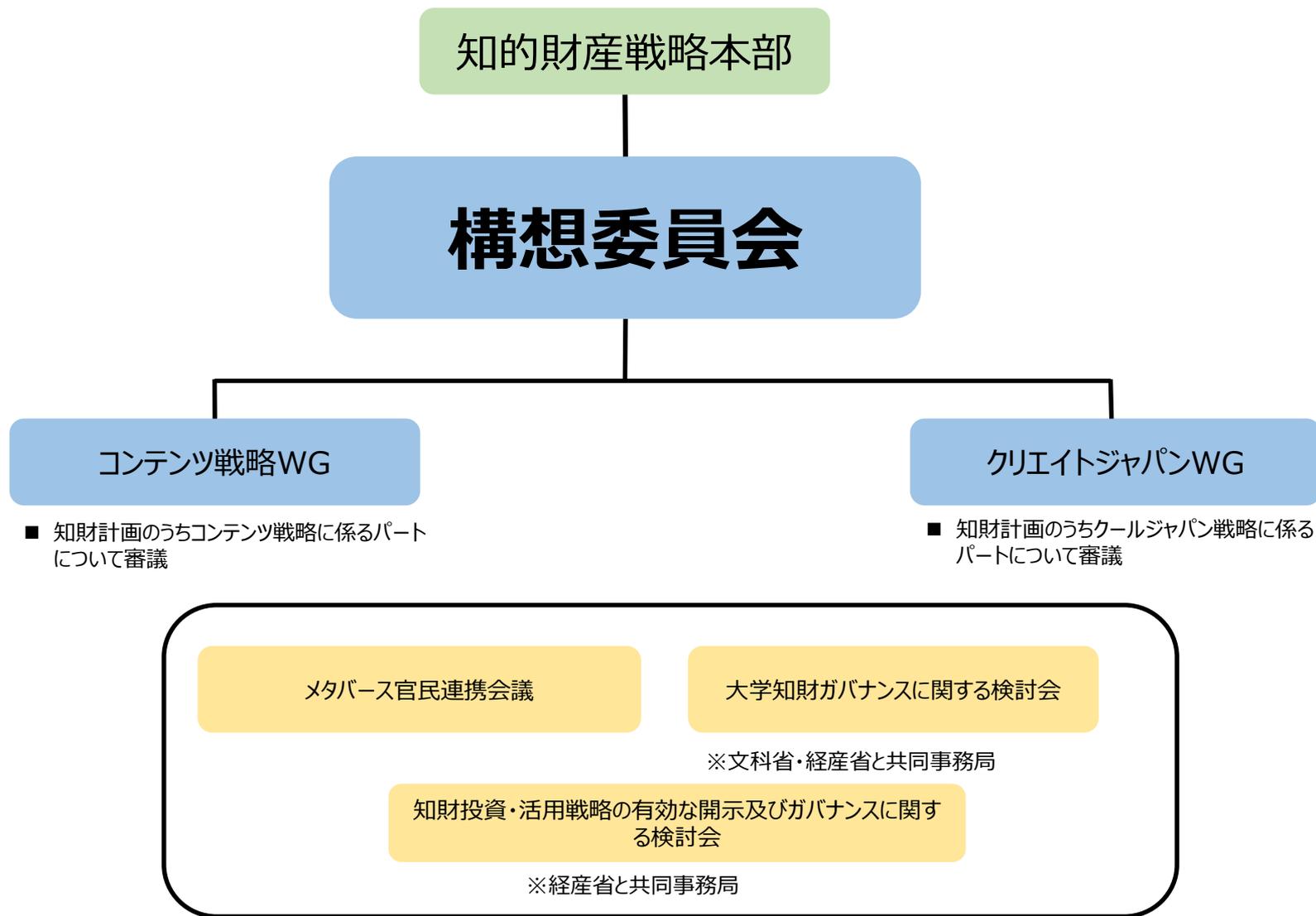
・知的財産の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事項

(※2)「知的財産」: ①人間の創造的活動により生み出されるもの(発明、意匠、著作物、植物の新品種等)、

②事業活動に用いられる表示(商標等)、③事業活動に有用な技術上又は営業上の情報(営業秘密等)。

(知的財産基本法第2条第1項)

1. 検討体制



2. 検討スケジュール

○第1回構想委員会（1月20日（金））

- ・「知的財産推進計画2022」の進捗状況について

○第2回構想委員会（3月上旬）

- ・「知的財産推進計画2023」に向けた検討

○第3回構想委員会（4月中旬）

- ・各WGの検討状況
- ・「知的財産推進計画2023」ドラフト
- ・「大学知財ガバナンスガイドライン」策定の報告
- ・「知財・無形資産ガイドライン」改訂の報告

○第4回構想委員会（5月中旬）

- ・「知的財産推進計画2023」（案）